

あなたの保険金が狙われています！

～2023年度版住宅修理サービストラブル注意喚起チラシを作成・高齢者の相談が過半数～

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、「保険が使える」・「保険金請求をサポートする」などと言って勧誘する業者とのトラブル防止を目的に、消費者庁・金融庁・警察庁・独立行政法人国民生活センターおよび一般社団法人日本損害保険代理業協会の協力を得て、「2023年度版住宅修理サービストラブル注意喚起チラシ」を130万部作成しました。

当協会の会員会社や各地域の消費生活センター・損害保険代理店等を通じて、保険契約者や一般消費者に配布し、トラブルの防止に取り組んでいきます。

特に台風、豪雨、地震等の発生後には、訪問やインターネット広告、SNS などを通じて「住宅修理やリフォームに保険が使える」・「保険金請求をサポートする」などと言って勧誘する業者とのトラブル等が増加します。

本チラシでは、過去のトラブル事例を基に注意すべきポイント（「甘い言葉で誘惑」・「知らない間に詐欺に加担」）や相談件数等を掲載しています。

<チラシ表>

<チラシ裏>

あなたの保険金が狙われています！
火災保険・地震保険の請求を訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

1 甘い言葉で誘惑
「うちがサポートすると平均100万円は皆さんももらっていますよ。支払われた保険金の使い道は自由です。」
「えっ！サポートの手数料をとるの？残ったお金では修理できないよ。」
「100万円ももらえるの？ぜひお願いします！」

2 知らない間に詐欺に加担
被害経験から保険金の請求まで全てご自身にお任せください！
「その理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。保険金請求のためにお金を破産する業者も存在します。」
「もともと空になって壊れている箇所もあるけど、本当に怪しいのかな…」

「保険が使える」と言われたら！
ご自身でご加入の「損害保険会社」か「損害保険代理店」に**まず相談！**

トラブル事例をYouTubeでもご覧いただけます。
日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/ypur.html>

作成 一般社団法人 日本損害保険協会 協力 消費者庁 金融庁 警察庁 国民生活センター
一般社団法人 日本損害保険代理業協会

「保険が使える」にご用心！
あなたの身近でも増えています！
台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。**手数料はかかりません！**
保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。
必要なもの例：被害箇所の写真、修理見積書
※修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。

台風や大雪による被害 地震による被害 地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問合せください。
一般的な請求方法については、こちらから確認いただけます。

トラブル相談が多く寄せられています。
2022年度のトラブル相談件数 **2,124件**

高齢者の相談が多いです
（平均年齢は77歳）
70歳以上の相談が約半数を占めています。
2013年度から2022年度による相談の内訳（性別・年齢層別）

データは2023年8月31日までのPDI.NET（国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費者生活に関する相談情報を集積しているデータベース）を基に集計したもので、掲載数には限りがあります。

消費者に関する苦情受付窓口 相談ダイヤル
0120-309-444（※本番通話しよう）
※受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時（月～土曜）※毎週金曜日の受付休止

国民生活の電話番号「消費生活ホットライン」
188
※要領書
消費者生活相談窓口につながります！

消費者生活に関する苦情受付窓口
0570-022808
※電話リレーサービス、手帳型カメラは、03-4332-5261へおかけください。
受付時間：午前9時～午後5時

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
（損害保険紛争解決センター）※全国共通・無料相談
※電話リレーサービス、手帳型カメラは、03-4332-5261へおかけください。

2023.08

チラシのポイント①

＜「保険が使える」と言われたら！ご加入の「損害保険会社」か「損害保険代理店」にまず相談！＞

2022年度に寄せられた住宅修理サービストラブルに関する相談は、2,124件でした。

住宅修理などのサービスを業者と契約する前に、契約している損害保険会社または代理店に相談するよう呼びかけています。

チラシのポイント②

＜保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます！手数料はかかりません！＞

訪問やインターネットを介し「保険金が支払われるように被害診断をして保険金請求手続を代行する」、「保険金請求代行のコンサルタント料（報酬金）は支払われた保険金で対応できる」といった勧誘で高額な手数料が請求されるトラブル相談が増加しています。

保険金の請求は保険契約者ご自身で簡単に行うことができ、手数料はかかりません。詳細な請求方法は、保険会社または代理店まで問い合わせるよう訴えています。

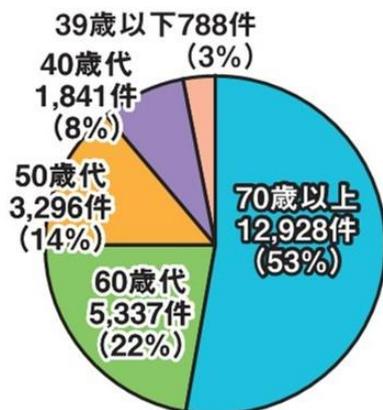
チラシのポイント③

＜70歳以上の高齢者からの相談が多い＞

過去10年間に寄せられた住宅修理サービストラブルに関する相談のうち、70歳以上の相談は53%でした。

高齢者の相談が多いです

(平均年齢は67.9歳)



70歳以上の
相談が約半数を
占めています

2013年度から2022年度によせられた相談の内訳(不明・無回答等除く)

※上記のデータは、2023年3月31日までのPIO-NET（国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

住宅修理サービストラブルに関するその他の情報についてはこちらも参照ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

チラシデータはこちらからご参照ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/ctuevu00000054tc-att/hokengatukaeru.pdf>